

隠岐ジオパーク推進機構著作物使用規定

(目的)

第1条 この規程は、(一社) 隠岐ジオパーク推進機構(以下「推進機構」という)が保有する著作物を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における著作物とは、隠岐ユネスコ世界ジオパークの様々な取組を国内外に広くアピールするため、推進機構が有するロゴマークおよび図版、写真画像、映像等をいう。

(対象者)

第3条 この著作物の使用対象者は公序良俗に反しない限り、趣旨に賛同し規程に沿った手続きを行うすべての者とする。

(使用料)

第4条 この著作物の使用については、原則として無償とする。

第5条 この著作物の使用期間については、使用開始日から最大3年間とする。

(申請)

第6条 著作物を使用するにあたっては、事前に推進機構に申請書を提出し承認を受けなければならない。

2. 押印については省略して差し支えない。

(更新)

第7条 著作物の継続使用については、使用期間終了日の10日前までに推進機構に申請書を提出すること。

(承認)

第8条 第6条の規定による申請があった場合、審査のうえ、使用を承認するものについては承認書により通知する。

(不承認)

第9条 第6条の規程による申請があった場合、審査のうえ、次の各号のいずれかに該当する場合には著作物の使用について不承認とし、申請者に文書にて通知する。

- (1) 隠岐ユネスコ世界ジオパークの推進に支障を生じる恐れが認められるとき。
- (2) 著作物が使用者の自己の信用を高めるために使用すると認められるとき。
- (3) 隠岐ユネスコ世界ジオパークの推進活動の趣旨に反すると認められる営利活動または特定の政治活動や宗教活動に関するとき。

(完成品の提出)

第10条 申請者は、申請内容の物件が完成したとき、完成品の写真等を推進機構に提出するものとする。

(使用取り消し)

第11条 第8条の規程により承認したものについて、第9条の各号いずれかに該当することが明らかになった場合には申請時にさかのぼって承認を取り消すことができる。

附則 この規定は、令和5年4月1日から施行する。